町内にマイホームを取得する方へ

購入費用の一部を助成します



鹿部町マイホーム取得促進事業補助金のお知らせ

【補助金額】

・基本補助額100万円（子育て世帯※1及び移住者※2にはそれぞれ100万円を加算（最大300万円））
・ 住宅に係る固定資産税相当額（3年間）

※1 子育て世帯：住宅完成時点で高校生以下の子どもがいる世帯。ただし、扶養し、かつ同居している子どもに限る。
※2 移住者：申請時点において鹿部町外の市区町村に住民登録されている方で、購入した住宅の地番に住民登録をした方（予定を含む）。ただし、申請日前1年以内に鹿部町に住民登録されていた方を除く。

【補助対象者】

補助対象者は、住宅を新築又は購入する方で、次のいずれにも該当する方です。
・取得した住宅の所有権の登記名義人になる方
・取得した住宅の所在地に住民登録をした方又はする予定の方
・取得した住宅に5年以上継続して居住することを確約できる方
・市区町村税を滞納していない方（世帯全員）
・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有しない方（世帯全員）

なお、次のいずれかに該当する場合は、上記を満たしていても補助対象外となります。
・3親等以内の親族から住宅又は土地を購入した場合
・土地のみを購入し、当該年度内に住宅を新築又は購入しなかった場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
・国、北海道又はその他団体等から住宅の建設に関する補助金等の交付を受けている場合（新築住宅を除く。）

【対象経費】

対象経費は、次の費用を除く住宅及び土地（住宅の敷地に限る）の購入費（当該年度の2月末までに購入し、居住するものに限る）です。
・土地の測量に係る費用
・租税公課（住宅購入時に課税される消費税及び地方消費税を除く）、仲介手数料、登記費用等の諸費用
・引越しに係る費用
・住宅のリフォームに係る費用

詳細は町公式HPをご覧いただくか、下記問合せ先へお問い合わせください。



【問合せ先・応募先】
鹿部町役場 企画振興課 企画振興係 （TEL 01372−7−5297）